

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ◇ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ◇ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ◇ 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- ◇ 「処遇改善に関する加算の算定状況」
- ◇ 「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」

社会福祉法人慶千会は、令和元年10月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

### ■ 取得事業所

- ◇ 地域密着型特別養護老人ホームぶどう畑
- ◇ 短期入所生活介護施設巨峰
- ◇ デイサービス甲斐路
- ◇ 地域密着型特別養護老人ホームサテライトぶどう畑

### ■ 特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

A：介護福祉士資格を有し、勤続10年以上の介護正職員  
(他法人での経験年数を含む)かつサブリーダー以上の者

B：その他の介護職員

C：その他の職種

※一時金を基本として特定処遇改善加算手当として支給する事に致しました。

### ■ 賃金以外の具体的な取り組みに関しては以下をご参照ください

#### ◇ 資質の向上

より専門性の高い技術・知識を取得するための外部研修の参加  
実務者研修等の受講、介護福祉士受験を支援  
研修の受講と人事考課との連動

#### ◇ 労働環境・処遇の改善

新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入  
ICT活用による介護職員の事務負担の軽減（tabletの導入）  
介護職員の腰痛予防を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入

◇その他

介護情報サービス情報公開制度の活用

地域の児童・生徒との交流

非正規職員から正規職員への転換